

6 主な用語の解説

【ア】

IT (p100, p106, p110, p113-114)

Information Technology。情報通信技術からその応用利用場面まで広く利用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

ESCAP (アジア太平洋経済社会委員会) (p12)

United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific。1947 (昭和22)年に、国連アジア極東経済委員会 (ECAFE) として設立。1974 (昭和49)年に ESCAP に名称変更。本部はバンコク (タイ)。国連経済社会理事会の地域委員会の一つで、アジア太平洋地域の経済、社会開発のための協力機関であり、域内外の経済関係を強化することを目的としており、障害者・高齢者対策の分野でも成果を挙げている。わが国は1952 (昭和27年)に準加盟を認められ、1954 (昭和29年)正式加盟となった。現在の加盟国は61。

NPO (p2, p6, p13, p35-37, p42-43, p51)

Non Profit Organization。営利を目的としない民間の組織・団体。特定非営利活動促進法が平成10年12月から施行され、こうした団体も所轄庁の認証を受けることにより、法人格を取得できるようになった。

オストメイト (p52, p85)

大腸がんや膀胱がんなどの外科手術により、肛門や膀胱が摘出され、人工肛門や人工膀胱を保有する人たちのことをいう。

オンブズマン (自治体オンブズマン) (p59)

市民の立場にたって自治体の行政に対する市民の苦情や救済の申し立てを処理し、行政を監視する任務を持った職。札幌市の場合、議会の同意を得て市役所外から就任したオンブズマン (3名) には、以下のような役割と権限がある。

- (1) 市政に関する苦情を客観的に調査し、簡易迅速に処理する。
- (2) 公正中立な立場から市政を監視し、自らの発意で調査する。
- (3) 必要な場合は、市に対してサービスの内容や制度を改善するよう勧告などを行う。

【カ】

ガイドヘルパー (p44)

在宅障害者の日常生活の援助を目的に派遣されるホームヘルパーのうち、重度視覚障害、脳性まひなどによる全身性障害、知的障害のある人を対象に外出時の移動の介助を専門に行うヘルパー。

学習障害 (LD) (p91, p96-97)

Learning Disability。全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す症状。中枢神経系に生まれつき何らかの機能障害があると推測されている。

拡大写本 (p36, p114, p120)

弱視者に対する読書支援サービス。全体を大きくする拡大コピーでは全体が大きくなりすぎて、持ち歩きにくく、鞆や机・本棚に入れにくいなど不便であるため、文字や絵などの内容だけを大きくしたもの。

協働型社会 (p3, p30)

市民・企業・行政などの都市の構成員すべてが手を携え、役割を分かち合ってまちを築き育てていくという考え方。平成14年5月、本市では札幌市都市経営基本方針において「協働都市」をめざすことを宣言し、市民が自主的に考え行動するきっかけとなる取り組みを段階的に進め、協働のルール・仕組みなどの制度化をめざしている。

緊急通報システム (p53, p89, p114)

ひとり暮らしの重度身体障害者などが、家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、ボタンを押すだけで消防局に通報され、救助をしてもらうことができるようシステム化したもの。

グループホーム (地域生活援助事業) (p44, p47, p50, p58, p81, p86, p87, p126)

地域の住宅 (アパート、マンション、一戸建てなど) において、数人の知的障害者、あるいは精神障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であり、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常的援助 (食事の世話、服薬指導など) が行われる。

ケアマネジメント (p46)

地域で暮らす障害のある人の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、本人の意向 (要望) を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉、保健、医療、教育、就労などのサービスを総合的に提供する手法。

権利擁護 (アドボカシー) (p4, p42, p60)

自分の権利や援助のニーズを自ら主張できないものに代わって、そのニーズや権利を主張し権利を行使できるように支援すること。それを実施する者を権利擁護者 (アドボケイト) という。

高機能自閉症 (p40, p56, p91, p96-97)

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

高次脳機能障害 (p40, p56, p77, p78, p81, p88)

交通事故などによる頭部外傷や脳血管障害などによる後遺症であり、障害を受けた脳の部位などにより、記憶障害、注意障害、感情障害、意欲の低下など時に社会復帰を困難にするさまざまな症状が現れる。

骨粗しょう症 (p72)

骨量が減少し、かつ骨組織の微細構造が変化し、そのため骨が脆くなり、骨折しやすくなった状態。20歳後半のピークの骨量を多くしておくことは最大の予防法である。食事でのカルシウム不足、運動不足、極端な日光不足、早期の閉経は危険因子となっている。

【サ】

災害後適応障害 (p78)

災害というストレスに対し、個人が順応していく時期に発生する障害で普通は災害後1か月以内に起こり6か月以内におさまる。症状は多彩で、苦悩、抑うつ気分、不安心配、現状の中でやっていけない感じ、日々の仕事が障害されることなどである。

作業療法 (士) (p67, p73, p76)

作業療法を行う専門技術者でOT (Occupational Therapist) と略称される。作業療法とは、身体または精神に障害のある人に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいう。

産学官共同研究開発 (p62)

大学が持つ知的資源 (研究成果、知識、技術、人材) を地元企業が活用するために、産業界、大学、行政の三者が共同研究を推進し、その成果の実用化、事業化を図ること。

支援費制度 (p2, p40, p43-44)

ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまで、行政が「行政処分」として障害者サービスを決定してきた「措置制度」を、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという新たな制度。

市民活動 (p2, p7, p30, p32, p36, p42)

ボランティアやNPOなど非営利で公益性を有し、自発的で主体的な市民による活動。

社会福祉審議会 (p9)

社会福祉に関する事項 (児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く) を調査審議するため、都道府県、指定都市、中核市にも社会福祉に関する審議会 (「地方社会福祉審議会」) を設置することとしている。社会福祉法で規定。

周産期 (p72)

妊娠満22週以降から生後1週間までをいう。

ショートステイ (p44, p48, p50-51)

介護をしている家族などが疾病その他の理由により、家庭における介護が困難になった場合、一時的に施設で保護する福祉サービス。

情報バリアフリー化 (p8, p111, p113)

情報伝達、情報公開、教育の仕組み、コミュニケーションなどにみられる障壁を取り除くこと。

障害者の法定雇用率 (p101, p105)

障害者が適当な職業などに就くことを通じて、その職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、その職業の安定を図ることを目的とした「障害者雇用促進法」に定められている具体策の1つである。国・地方公共団体及び一般事業主は一定比率以上の身体障害者若しくは知的障害者を雇用する義務を負うというものである。当初、努力義務であった雇用率は、昭和51年の法改正で法的義務となる。当初、対象は身体障害者であったが、平成9年4月から法定雇用率の算定基礎に知的障害者が加えられることになった。一般民間企業 (常用労働者数56人以上規模の企業) については、常用雇用者の1.8%以上の身体障害者または知的障害者の雇用を義務付けられている。

職場適応訓練 (p104)

求職者を作業環境（職場）に適応させるための訓練をいう。雇用保険法に基づく能力開発事業の一環としての職場適応訓練は、身体障害者の就職、中高年労働者の再就職などを容易にするため、職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所が認めるものを対象として、作業環境に適応させるために当該訓練が終了したあと、当該訓練を受けた者を雇い入れる見込みがある事業主などに対し委託して行われる。

職務試行法 (p104)

知的障害者や精神障害者に対する障害者職業センターのサービスで、障害者が実際に事業所で職場実習を行い、一定期間作業をやってみてどのような作業ができるのか、どれくらいの作業ができるのか、職場の人達と仲良くやっていけるのか、日常生活の管理が自分でできるのかなどについて、働く力全般を把握し、就業を支援する制度。

ジョブコーチ (p103-104)

障害者が職場に適応でき、定着できるよう、職場などに出向いて直接支援する職場適応援助者のこと。平成 14 年 5 月、知的障害者や精神障害者の雇用支援事業としてジョブ・コーチ（職場適応援助者）制度がスタートした。

(心的) 外傷後ストレス障害 (PTSD) (p78)

Posttraumatic Stress Disorders。事故や災害、戦争など生命に危険が及ぶほどの体験をしたり目撃した後にもみられる精神障害で、体験後、数週～数か月を経て発症する。主な症状は、苦痛な体験についての侵入的回想（フラッシュバック）や悪夢の繰り返し、感情の鈍化、覚醒の亢進（入眠困難、過度の警戒心、驚愕反応など）などがある。

すこやか健診 (p70, p72)

老人保健法による保健事業の一つである基本健康診査のことで、健康診断を受ける機会のない 40 歳以上の自営業の方や主婦などを対象に、生活習慣病などの疾病の早期発見を目的に行っている健診。指定医療機関で実施。

スペシャル・トランスポート・サービス (STS) (p85)

Special Transport Service。鉄道やバスなどの利用が困難な高齢者や身体障害者などのための個別輸送サービスのこと。

生活習慣病 (p66, p69-70, p72)

長年の好ましくない生活習慣によって引き起こされる慢性の病気。糖尿病、高血圧症、高脂血症、がん、脳卒中、心臓病などがある。

精神科救急医療システム (p48, p59, p79)

都道府県または指定都市が、地域の実情に応じて病院の輪番制などによる精神科救急医療施設を整備し、緊急な医療を必要とする精神障害者などのための医療体制のこと。

総合的な学習の時間 (p30, p34)

これまでとかく画一的といわれる学校の授業を変えて、(1) 地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校得が創意工夫を生かして特色ある教育を行える、(2) 国際理解、情報、環境、福祉・健康など従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間として設けられたもの。平成 14 年度から小・中学校で実施されている。

措置制度 (p2, p40)

利用者の自由な選択による契約方式と異なり、市町村が身体上または精神上の障害などのために日常生活を営むのに支障がある人に対し、心身の状況、その置かれている環境、居宅における介護の可能性などを総合的に勘案して、直接あるいは委託によりサービスを提供する制度

【夕】

第1種自閉症児施設・第2種自閉症児施設 (p173)

自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、精神科医療や心理学的な治療などの、特別な療法を行う施設である。特に、常時医学的なケアが受けられる施設を第1種（医療型）、それ以外の施設を第2種（福祉型）として分けられている。

第三者評価 (p57-58)

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者、利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としている。

地区福祉のまち推進センター (p46, p56)

おおむね連合町内会単位に組織化されており、ひとり暮らしの高齢者などを対象に、安否確認や交流会など、市民による支え合い活動が行われている。

地域生活援助事業（グループホーム）(p44, p47, p50, p58, p81, p86, p87, p126)

地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の知的障害者、あるいは精神障害者が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態であり、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により日常的援助（食事の世話、服薬指導など）が行われる。

地方分権 (p3)

中央政府から地方自治体への権限委譲のこと。政策の実行責任をできるだけ住民に近づけることを意味している。

注意欠陥多動性障害（ADHD）(p91, p96-97)

Attention Deficit Hyperactivity Disorder。極端に落ち着きがなく注意散漫な子で、発達の早期（普通生後5年以内）に発症し、よく統制されていない過動があり、注意の障害が高度で、持続的な課題を遂行できない状態である。

低床バス (p85)

車いす使用者、高齢者・障害者の乗降に配慮したバス車両で、床そのものが低くなっているもの。

デイサービス (p44, p74, p126)

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供するもの。

D P I (p12, p29, p62)

Disabled Peoples International。障害当事者の声をスローガンに国際障害者年である1981（昭和56）年12月シンガポールで、世界53か国の障害者の代表が集まり、障害者のことは障害者自身が決めるという信念のもと結成した非政府組織。4年に1度、福祉、人権、平和、環境、女性などの各分野が抱える課題について、世界の障害者の視点で考え、行動提起するD P I世界大会を開催している。2002（平成14）年の第6回D P I世界大会は、「なくそうバリア、ふやそう心のバリアフリー」をキャッチフレーズに、札幌市で開催された。

統合失調症 (p19, p22-23)

「精神分裂病」の新しい名称。病名による暗い印象や社会的不利を取り除くために、日本精神神経学会が平成14年6月に名称の変更を決定した。

特定求職者雇用開発助成金 (p104-105)

高齢者や障害者などの就職が特に困難なものを継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、一定の要件により賃金の一部を助成するものであり、雇用拡大を図る目的の制度。

読話 (p154)

視覚を通じて相手の口・唇の動きを認識し言葉を理解する方法のこと。聴覚障害児者に対する口話法教育の1つの要素である。聴覚(残存聴力)と相互補助的に用いられる。

ドメスティック・バイオレンス (p78)

Domestic Violence。訳語は「家庭内暴力」でDVと略称される。近年、あえて外来語のままで用いられるようになった。夫婦・パートナー・恋人など親密な関係にある男女の間で生じる、男性による女性への暴力を指す概念となりつつあり、今日ではこの意味で日常的に用いられている。

トライアル雇用 (p104)

障害者を対象とした雇用対策の1つである、「障害者緊急雇用安定プロジェクト」の中で位置付けられているもの。厚生労働省と日本経営者団体連盟(日経連)が連携し、障害者の雇用経験のない企業が障害者の雇用促進を図ることを目的としており、雇用関係のない1か月間の「職場実習」と、3か月間の「トライアル雇用」によって構成されている。

【ナ】

内部障害 (p14-17, p28)

身体障害者法では、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免役の障害があり、それが永続して日常生活を営むのに著しい制限を与えるものを内部障害としている。

ノーマライゼーション (p13, p28, p40, p54, p105, p116)

障害者や高齢者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿で他の人と同じように生活し、活動することができる社会をめざすという考え方(理念)。

【ハ】

バリアフリー(障壁の除去) (p8, p11, p13, p38, p80-87, p97, p113, p116, p118)

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくすことを意味している。

バリアフリー住宅 (p81, p86)

身体障害や加齢により身体機能が衰えた高齢者などが、日常生活を営む上で支障となる住宅内外のバリア(障壁)一段差、狭い幅員、狭いスペースなどを取り除いた住宅。居住者の将来的な加齢や身体機能の変化に対応でき得る条件を備えた住宅という意味でも使われている。

ピアカウンセラー (p163)

ピアカウンセリングとは、医療・心理・福祉などの専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安などを共有する仲間(ピア)の間で、相互の心理的サポートをしあうことをいう。福祉分野では、自立生活支援活動の一環として障害者相互にカウンセリング援助活動を行うこととして用いられている。

福祉的就労 (p8, p103-104, p107)

重度の障害などのため本人が仕事に就くことを望んでも一般事業所や公官庁などへの正規就職が困難な場合が生じる。その権利を守り、本人の働く意志を尊重するため、正規雇用に代わる福祉的な場と、指導体制の中で働く機会を用意して、体験としての労働を障害者に保障していくことを福祉的就労という。

ホームヘルプサービス (p44, p48, p50-51)

日常生活を営むのに支障がある障害者などのいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むために必要な世話をを行う。

保健師 (p59, p76)

多くは公的機関である保健所や市町村に勤務し、地域で生活するあらゆる健康レベルの個人・家族・集団を対象に、健康の保持増進、疾病予防、療養上の相談、健康、健康教育、社会復帰のための援助など、医療福祉に従事する方たちと連携・協力しながら、地域住民の健康づくりなど幅広い保健活動を行う。

【マ】

マス・スクリーニング (p66, p71)

たくさんの人を対象にして、早期発見により治療が可能な病気を見つけるための集団検査のこと。

メンタルヘルス (p78)

メンタルは“心の・精神の”、ヘルスは、“健康・保健”という意味で、一般的には「心の健康」と訳される。メンタルヘルスの目的は、心身ともに充実した健康状態をめざすこととされている。

【ヤ】

有効求人倍率 (p100)

公共職業安定所に申し込まれている求職者数に対する求人数の割合。有効求職者数(前々月からの求職者数とそれ以前からの雇用保険受給者の合計)で前々月からの求人数を除したもの。

ユニバーサルデザイン (p12, p80, p82, p84, p113)

高齢者や障害者のための特別な仕様をつくるのではなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

指点字、指文字 (p36)

指点字とは、盲ろう者に対し手指で点字(6つ点で50音を表示)を表現するもの。指文字とは、手話で表現できない音声語について、手指で50音を表現するもの。

要約筆記 (p36, p52, p53, p110, p114)

文章や話の内容を要約して書き記すこと。聴覚に障害のある人に話の内容を伝える手段の一つ。

【ラ】

理学療法（士）（p67, p73, p76）

理学療法を行う専門技術者でPT（Physical Therapist）と略称される。理学療法とは、身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理手段を加えることをいう。

リハビリテーション（p7, p55, p69, p74-76）

身体機能を含めた全人的な回復を目的として行われる更生訓練。心身に障害のある人の人間的復権を理念として、障害者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的分野などがあるが、障害者の人間的復権を図るためには、これら諸技術の総合的推進が求められる。

【ワ】

ワーキング・マタニティ・スクール（p71, p164）

勤労妊婦を対象とした母親（両親）教室

参考文献

障害者白書 平成 12、14 年度 総理府編
 介護保険辞典 中央法規 平成 14 年
 国民の福祉の動向 厚生統計協会 2002 年
 社会福祉の動向 2001 中央法規
 国際生活機能分類 2002 世界保健機関 中央法規
 社会福祉士養成講座 障害者福祉論 中央法規
 地域福祉の法務と行政 ぎょうせい 2002
 地域福祉事典 中央法規
 福祉社会辞典 弘文堂
 現代福祉学レキシコン 雄山閣
 新社会学辞典 有斐閣
 現代社会福祉事典 全国社会福祉協議会
 社会学小事典 有斐閣
 社会福祉英和・和英用語辞典 誠信書房